

秋田県後期高齢者医療広域連合 第二次広域計画

(平成24年度～平成27年度)



～25市町村が連携し、各世代が助け合う社会を目指して～

秋田県後期高齢者医療広域連合

○秋田県後期高齢者医療広域連合シンボルマーク



【デザイン】

秋田公立美術工芸短期大学
かんのうすけやす
官能右泰 教授

※職名は平成24年2月13日現在

青い図形は三つの楕円でできており、それぞれ若者世代、壮年世代、高齢者世代が輪となつてつながっています。

また、三つの楕円は、県内の市と町と村の連携も表現しています。

全体では、秋田県のイニシャル「A」を表現しています。右上のオレンジの楕円は医療や福祉の暖かさを表現しており、人をイメージしています。マーク全体で、各世代間の協力や市町村の連携で、人を支えている様子を表しています。

第二次広域計画策定にあたり

後期高齢者医療制度は、これまでの老人保健制度の課題に対応するため、高齢者と現役世代の医療費負担割合を明確にし、財政基盤の安定を図り、公平でわかりやすい制度とする観点から、75歳以上のかたと65歳以上で一定の障がいがあり、本人が希望し、広域連合の認定を受けたかたを対象に、平成20年4月からスタートいたしました。

本制度の運営にあたっては、秋田県内の25市町村で構成する秋田県後期高齢者医療広域連合が、広域計画に基づき構成市町村と連携しながら行っております。

本制度は、周知不足や75歳という一定年齢で区分された独立型の医療保険制度であること等により、当初批判を受けましたが、現在、国や県、広域連合において積極的に広報活動を行い、また、低所得者に対する保険料軽減などの特別対策を実施したことで、安心して医療を受けることができる環境が醸成されつつあります。

しかしながら、国においては、社会保障と税の一体改革案により、本制度を廃止し、新たな高齢者医療制度への移行を検討することとしております。

このような状況の中、平成19年に策定した広域計画の期間満了に伴い、平成24年度から平成27年度までを期間とし、事業を円滑に進めるための基本的な指針である第二次広域計画を策定いたしました。

広域連合といたしましては、本広域計画に基づき、全市町村を対象とする広域事務を総合的に行うため、市町村との役割を分担しながら、引き続き安定的かつ円滑な制度運営に努めてまいります。

平成24年2月



秋田県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 穂積 志

目 次

< 1 現状と課題 >

- 1 秋田県における後期高齢者医療の現状と課題 1

< 2 広域計画 >

- 1 計画の趣旨 2
- 2 計画の項目 2
- 3 期間及び改定 2
- 4 基本的な考え方 2
- 5 事業計画及び役割分担 3

< 3 資料 >

- 1 秋田県の状況
 - (1) 後期高齢者被保険者数の推移 8
 - (2) 後期高齢者医療費の状況 9
 - (3) 秋田県の人口及び高齢化（75歳以上）の状況 11
- 2 秋田県後期高齢者医療広域連合規約 16
- 3 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 21
- 4 秋田県後期高齢者医療広域連合第二次広域計画策定の経緯 33

1 現状と課題

1 秋田県における後期高齢者医療の現状と課題

本県における後期高齢者医療の被保険者数については、平成20年4月に、168,065人で始まり、その後、平成21年度末（平成22年3月末）、175,582人、平成22年度末（平成23年3月末）、180,127人と推移し、平成22年度は平成21年度と比較して4,545人、約2.6%の増となっています。

平成22年国勢調査において、本県の高齢化率が29.6%と全国で最も高くなりましたが、後期高齢者医療の被保険者数については、平成25年度までは増加し、その後しばらく横ばい傾向となることが推計されます。

この制度では被保険者一人ひとりから保険料を徴収することになっており、保険料は、概ね2年間の財政均衡が図られるように、被保険者全体の所得状況を勘案して保険料率が制定され、年間の保険料額については、被保険者の前年の所得等に基づいて算定されます。

本県における一人当たり保険料額は、平成20年度において、37,480円でしたが、その後の軽減措置の拡充及び軽減対象者の増加に伴い、平成23年度においては36,354円となっており、全国的にみて最も低い保険料額となっております。

滞納被保険者に対する勧奨等は市町村においてきめ細やかに行われていることから、平成20年度、99.16%、平成22年度、99.37%と高い収納率を維持しております。

後期高齢者医療費については、一人当たり、平成21年度、787,152円（全国36位）、平成22年度、787,330円（同39位）とほぼ同額で、全国では下位となっておりますが、医療費総額は平成21年度、約1,362億円、平成22年度、約1,409億円と、被保険者数の増加に伴い、約47億円、約3.5%増加しております。今後、一人当たり医療費が同程度で推移すると仮定した場合、医療費総額も被保険者数の推移と同様の傾向になるものと推計されます。

以上のことから、今後も、短期的に効果が見込める適正受診の啓発・推進、個別訪問による健康相談等、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進等と、中長期的に効果が見込める疾病の早期発見、重症化予防のための健康診査や人間ドックの受診推進等により、医療費の適正化を図り、被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう安定的な制度運営を進めていく必要があります。

2 広域計画

1 計画の趣旨

広域計画は、広域連合が行う事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合と関係市町村が役割分担し、連絡調整を図りながら、処理する事項について定め、後期高齢者医療制度における広域行政の円滑な推進を図ろうとするものです。

2 計画の項目

広域計画は、秋田県後期高齢者医療広域連合規約第5条の規定に基づき、次の項目について定めます。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

3 期間及び改定

広域計画の期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間としますが、現在、国において本制度の廃止と廃止後の新制度の検討がなされているため、平成27年度以前に本制度が廃止となり新制度に移行した場合は、新制度移行までの期間とします。

ただし、広域連合長が必要と認めるときは、随時見直しを行います。

4 基本的な考え方

後期高齢者医療制度の運営にあたっては、次のように取り組みます。

- (1) 関係市町村との役割分担を明確にしつつ、連携を密にしながら、効率的な運営を図ります。
- (2) 医療団体や高齢者団体等の関連団体等から意見をいただきながら、質の高いサービスの提供を目指します。

5 事業計画及び役割分担

後期高齢者医療制度の運営にあたっては、広域連合と市町村が相互に連携を図りながら次に掲げる事業を行います。

また、次に掲げる事業のほか、制度運営に必要な事業については、広域連合と関係市町村が協議し、適切な役割分担を行いながら実施します。

(1) 被保険者証等の交付

後期高齢者医療制度の被保険者へ、被保険者証等の交付を行います。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・電算処理システムの運用・資格確認及び被保険者証交付決定・被保険者台帳への記載・被保険者証の作成（一斉更新時）・障がい認定（注1）及び特定疾病（注2）医療受給に係る市町村への結果の提供	<ul style="list-style-type: none">・住民情報提供システムの整備・被保険者証の交付、再交付申請書の受付及び広域連合への送付・被保険者台帳作成に必要な情報提供・更新時の旧被保険者証の提出の受付・被保険者証の作成（随時分）・被保険者証の引渡し・被保険者証の返還の受付・障がい認定及び特定疾病医療受給に係る情報の提供・申請の受付及び広域連合への申請書の送付

(注1) 障がい認定・・・65歳から74歳までの方のうち、寝たきりなど一定以上の障がいのある方は、広域連合に申請し認定を受けることにより、後期高齢者医療制度の被保険者となる。

(注2) 特定疾病・・・厚生労働大臣が定める疾患。

(2) 保険料の賦課及び徴収

後期高齢者医療に要する費用に充てるため、広域連合が被保険者に対し保険料の賦課を行い、市町村は徴収を行います。

低所得者及び被用者保険等(注3)の被扶養者であった方については、保険料軽減等の措置を講じ、制度の円滑な運営を図ります。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・ 保険料率の設定・ 賦課額の算定、賦課決定及び通知・ 保険料減免及び徴収猶予対象者の決定	<ul style="list-style-type: none">・ 所得状況及び世帯状況の把握・ 保険料の算定に必要な所得情報の広域連合への提供・ 特別徴収(注4)対象被保険者の確定・ 納入通知書等の被保険者への送付・ 保険料の減免、徴収猶予に係る申請の受付及び広域連合への送付・ 保険料の徴収及び収納対策・ 徴収した保険料を広域連合へ納入

(注3) 被用者保険等・・・事業所に雇われている方を対象とした公的医療保険。企業ごと又は同業の企業が集まって組織する健康保険組合が運営している組合管掌健康保険、それ以外の民間企業の従業員を対象として全国健康保険協会が運営している全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)のほか、公務員や農協職員、私立学校の教職員等を対象とした共済組合、船員を対象とした船員保険がある。

(注4) 特別徴収・・・保険料を年金から天引きする徴収方法。年金受給額が年額18万円以上の方が対象となる。

(3) 負担区分(注5)の判定

被保険者が医療機関に支払う一部負担金の割合、一部負担金等の減額対象となる低所得者の判定を行い、負担区分を決定します。

申請により限度額適用・標準負担額減額認定証(注6)を交付します。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・負担区分の判定及び市町村への判定結果の提供・負担区分の再判定及び市町村への判定結果の提供・限度額適用・標準負担額減額の認定及び市町村への認定結果の提供・認定証の作成（一斉更新時）	<ul style="list-style-type: none">・所得状況、課税状況及び世帯状況の把握・負担区分判定に必要な所得情報の広域連合への提供・負担区分判定結果の通知及び基準収入額適用に係る確認及び申請勧奨・<u>基準収入額適用申請書(注7)</u>、限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請書の受付及び広域連合への送付・認定証の作成（随時分）・認定証の引渡し

(注5) 負担区分・・・病院等の窓口で支払う自己負担の割合の区分で、対象者の所得情報で判定する。一般の方は1割、現役並み所得者（課税所得145万円以上）は3割となる。

(注6) 限度額適用・標準負担額減額認定・・・低所得者（市町村民税非課税世帯に属する方等）の場合、病院等で支払う医療費の自己負担限度額（月ごと及び年ごと）が低く設定され、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給される。また、入院した場合の食事代及び居住費の標準負担額も低く設定される。

(注7) 基準収入額適用申請・・・現役並み所得者のうち、収入が一定の基準未満の方は申請により1割負担となる。

(4) 後期高齢者医療給付

被保険者が病気やけがの治療を受けたときの医療費、入院時食事療養費等の給付を行います。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・ 後期高齢者医療給付の審査及び支払・ レセプト (注8) の点検及び保管・ 第三者求償請求 (注9) の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 後期高齢者医療給付に係る申請の受付及び広域連合への送付・ 第三者求償に係る申請の確認、受付及び広域連合への送付

(5) 保健事業

被保険者の健康の保持増進を図るため、生活習慣病の予防や疾病の早期発見につながるよう、市町村と連携して各種保健事業の効果向上を目指します。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・ 市町村が行う健康診査事業の支援、健康相談・指導及び健康増進事業との連携・ 保健師による健康相談訪問事業の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 健康診査事業、健康相談・指導及び健康増進事業の実施

(注8) レセプト・・・診療報酬明細書の通称。病院や診療所等が保険負担分の支払を公的機関に請求するために発行する。

(注9) 第三者求償請求・・・交通事故など本人以外の第三者から受けた傷害などの治療費は、原則として加害者が負担すべきだが、加害者からすぐに支払ってもらえなかったり、加害者と被害者の言い分が異なったりして損害賠償に時間がかかるような場合、広域連合が一時的に医療費を立替え払いし、後から加害者に立替えた医療費を請求する制度。

(6) 保険者機能強化事業

制度の安定的な運営を進めていくため、医療費の適正化を図ります。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・医療費通知の作成及び発送・重複・頻回受診者の分析及び市町村へ情報提供・後発医薬品（ジェネリック医薬品）(注10)の使用促進	<ul style="list-style-type: none">・重複・頻回受診者の生活状況、健康指導履歴等を広域連合へ情報提供

(7) 広報事業

後期高齢者医療制度の趣旨や内容等を理解していただけるよう、各種広報事業を実施します。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・各種広報用資料の作成・出張講座の開催・ホームページによる情報提供	<ul style="list-style-type: none">・市町村広報への掲載及び配布・パンフレット等の配布・ホームページによる情報提供

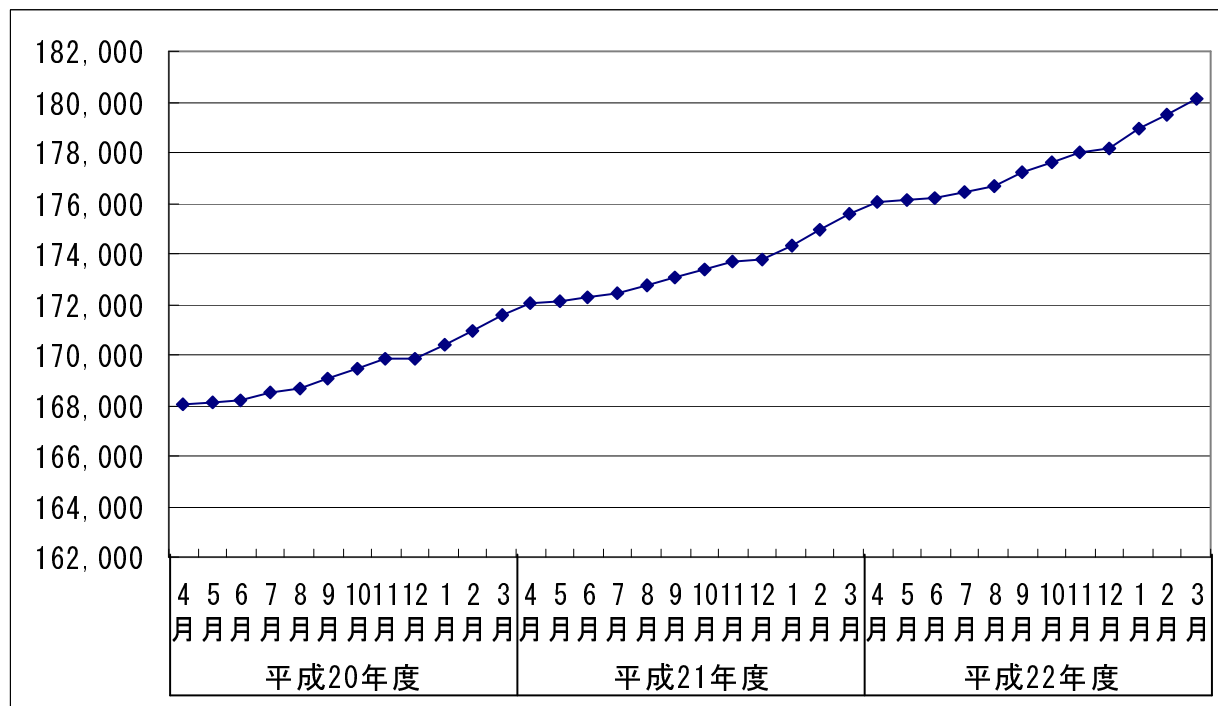
(注10) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）・・・新薬（先発医薬品）の特許期間の終了後に、新薬と同等の有効成分を使って製造されるもので、効き目や安全性が確認されており、一般的に新薬に比べて低価格の薬。

3 資料

1 秋田県の状況

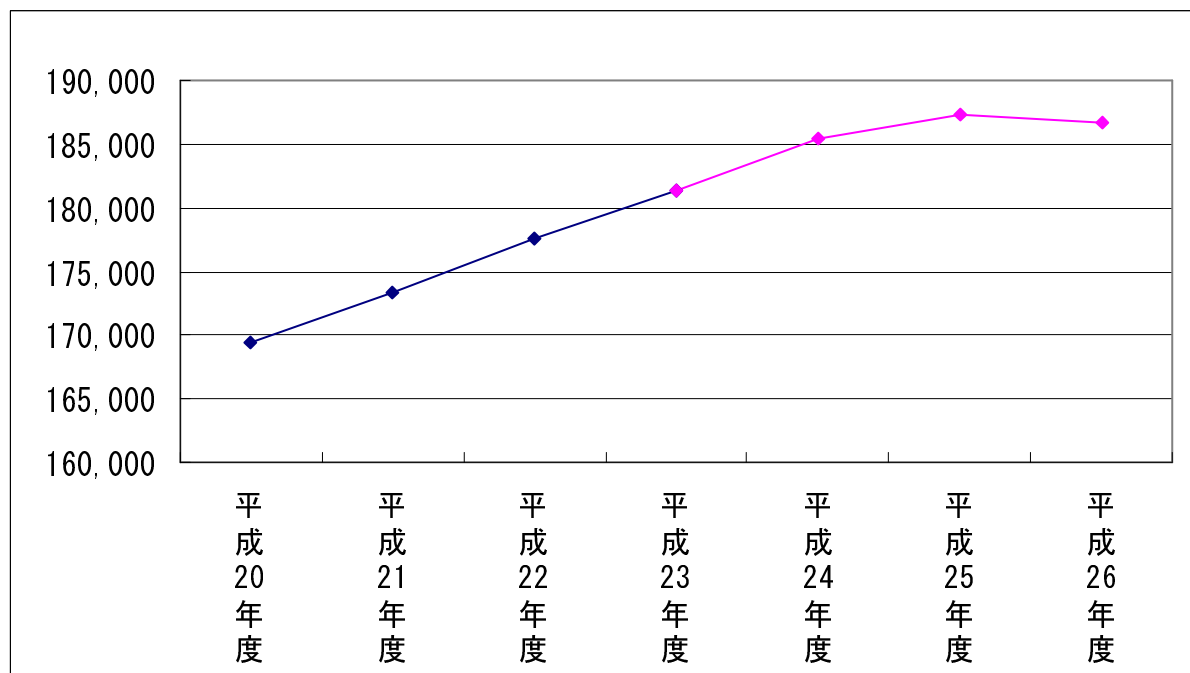
(1) 後期高齢者被保険者数の推移

【図1】 秋田県の被保険者数の推移（平成20年4月～平成23年3月）



出典：後期高齢者医療事業月報

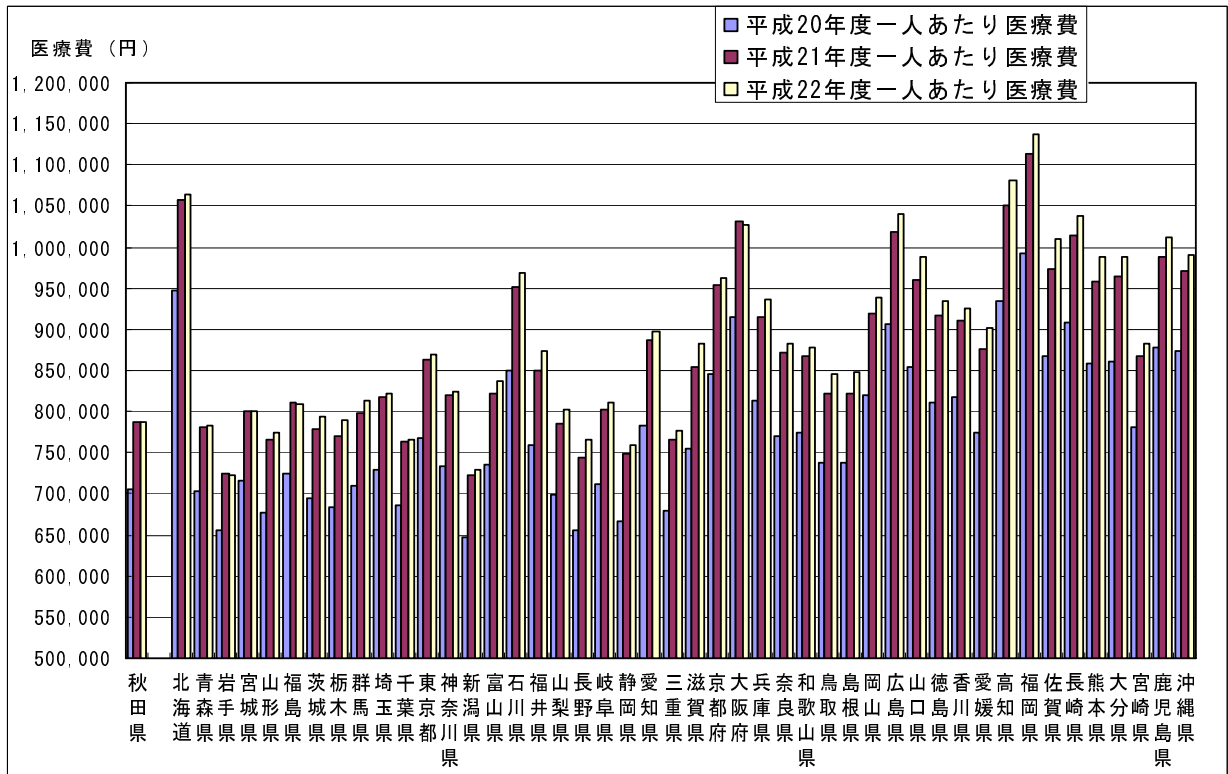
【図2】 被保険者数の将来推計



※平成20～22年度は年平均、平成23年度は10/1時点の実績、平成24年度以降は各年10/1の推計

(2) 後期高齢者医療費の状況

【図3】 都道府県別一人あたり医療費の状況（平成20年度～平成22年度）



出典：平成20年度後期高齢者医療事業年報（厚生労働省）
 平成21年度後期高齢者医療事業年報（厚生労働省）
 平成22年度医療費速報（国保中央会）

【表1】 秋田県一人当たり後期高齢者医療費の状況

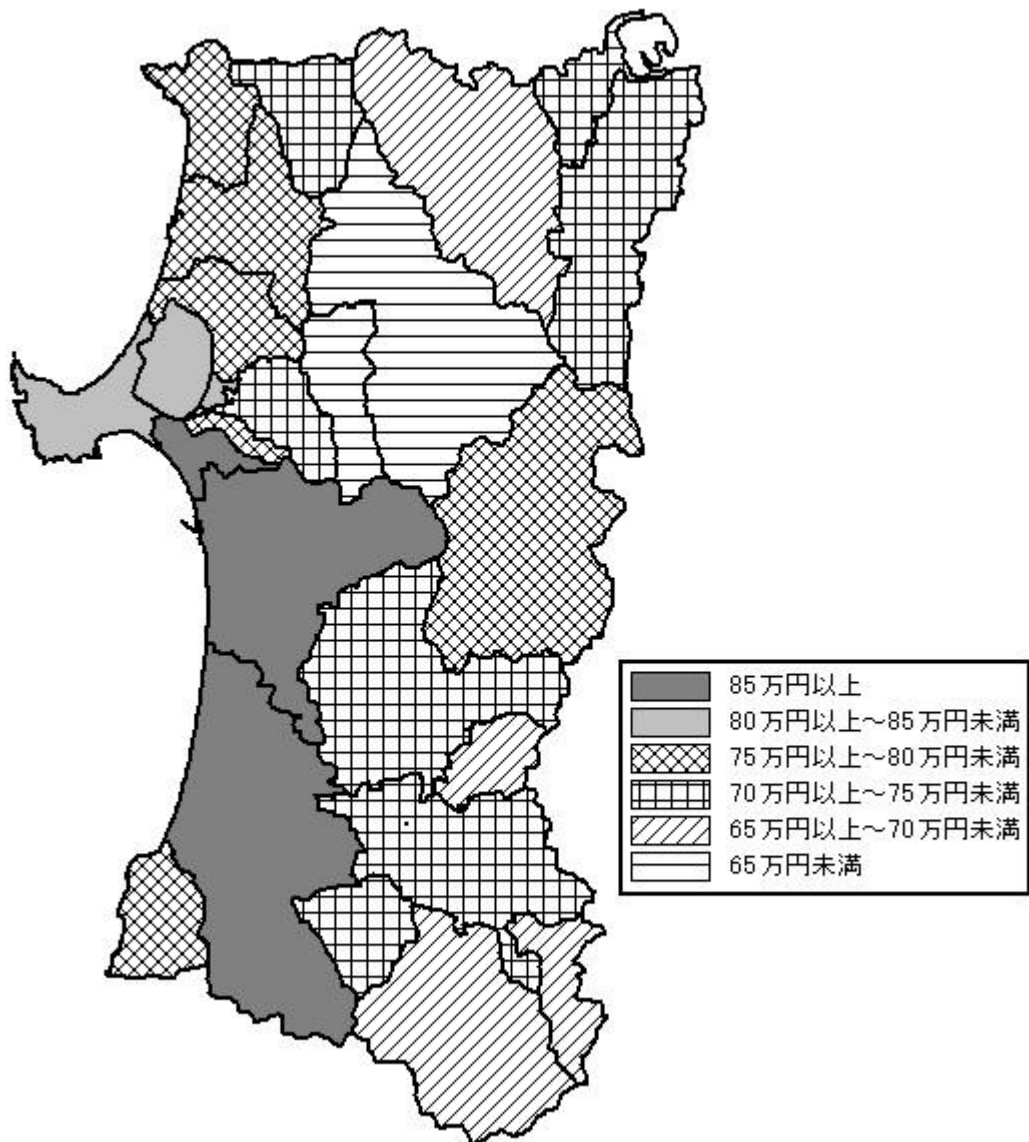
区分（単位）	秋田県（全国順位）	全国平均	全国最高	全国最低
一人あたり医療費（千円）	787（39）	894	1,138	722
一人あたり伸び率（%）	0.23（44）	-7.89	3.91	-0.22
一人あたり入院診療費（千円）	364（35）	428	615	328
一人あたり入院外診療費（千円）	205（47）	267	328	205
一人あたり歯科診療費（千円）	20（41）	28	45	16
一人あたり調剤費（千円）	174（1）	140	174	84
1件あたり日数（日）（入院外）	1.79（43）	2.11	2.59	1.76
1日あたり診療費（千円）（入院外）	7.60（32）	7.82	10.27	5.89
受診率(100人あたり件数) 計	1,700.97（40）	1,843.75	2,070.59	1,586.84
受診率(100人あたり件数) 入院	76.25（38）	87.98	125.45	67.21
受診率(100人あたり件数) 入院外	1,511.12（30）	1,578.08	1,730.12	1,372.84
受診率(100人あたり件数) 歯科	113.60（43）	177.68	257.95	91.45

出典：平成22年度医療費速報（国保中央会）

後期高齢者医療費の県内の地域格差をみると、一人あたり医療費が最も高いのは秋田市（909,035円）、最も低いのは上小阿仁村（635,427円）となっており、秋田市は、一人あたり医療費が最も低い上小阿仁村と比べると約1.4倍となっています。

また、地域別にみると、秋田市及び周辺沿岸地域が高く、湯沢・雄勝地域や大館・北秋田地域が低くなっています。

【図4】一人あたり後期高齢者医療費の状況（平成22年）

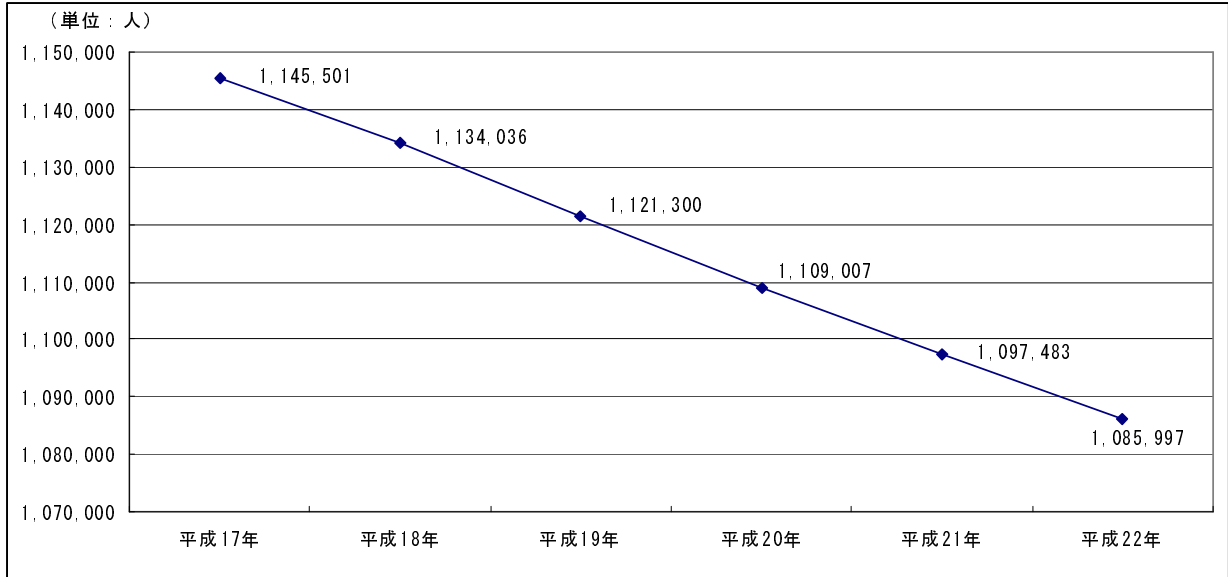


出典：平成22年度事業月報

(3) 秋田県の人口及び高齢化（75歳以上）の状況

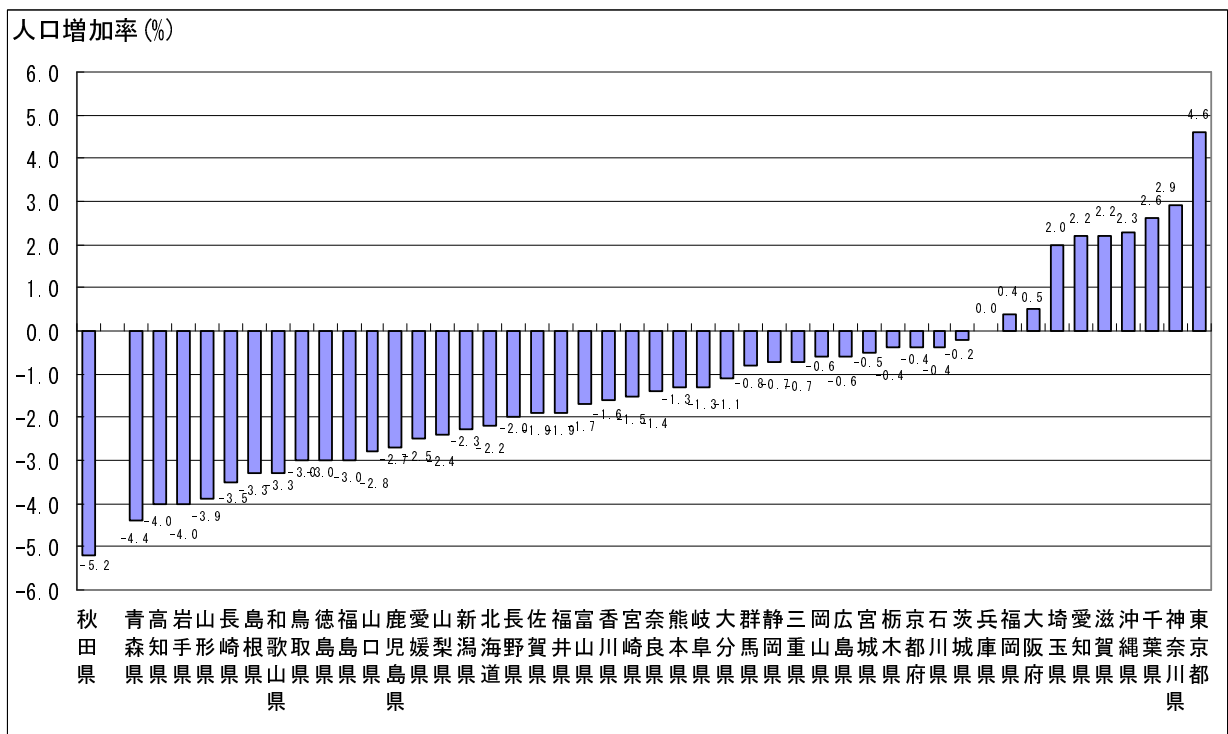
秋田県の人口は、平成22年は108万5,997人で、平成17年と比較すると5万9,504人減少しており、増加率は-5.2%で全国最下位となっています。

【図5】秋田県の人口推移（平成17年～平成22年）



出典：平成17年、平成22年国勢調査
平成18年～平成21年秋田県年齢別人口流動調査

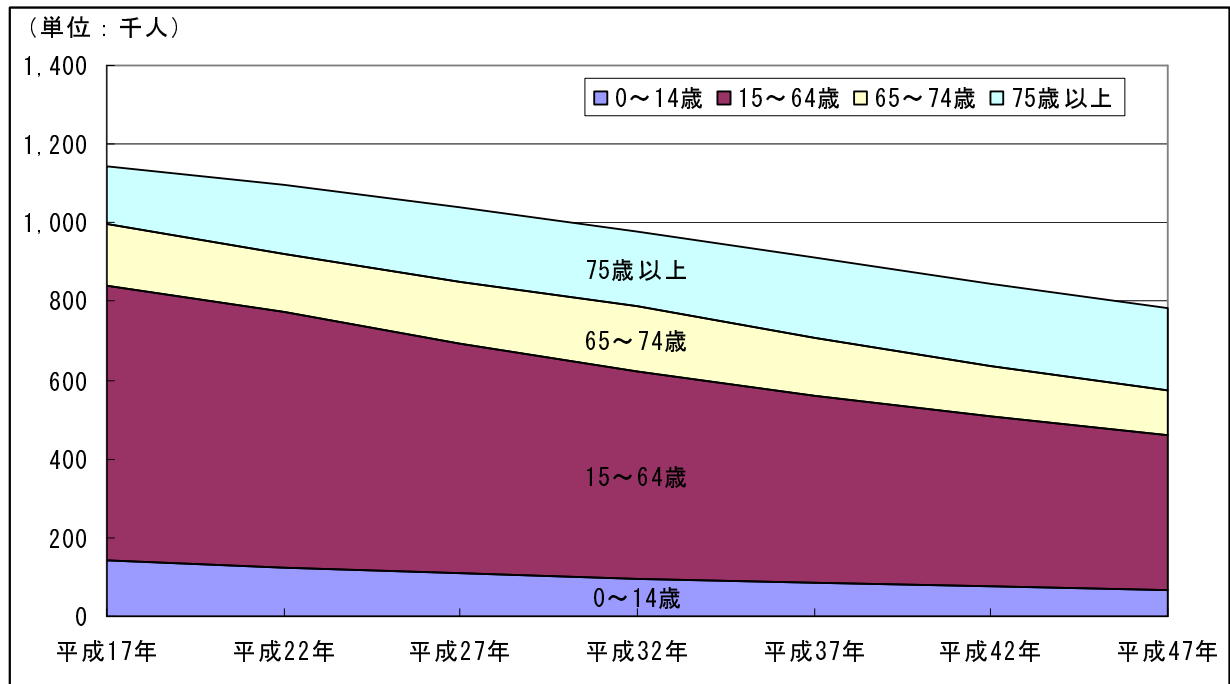
【図6】都道府県別人口増加率（平成17年～平成22年）



出典：平成22年国勢調査

平成19年5月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の都道府県別将来推計人口」によると、日本の総人口が今後、長期の人口減少過程に入るとされる中、秋田県の総人口は、平成32年には100万人を割り込み（97万6千人）、平成47年には78万3千人になると推計されています。

【図7】秋田県の人口の推移及び将来推計人口



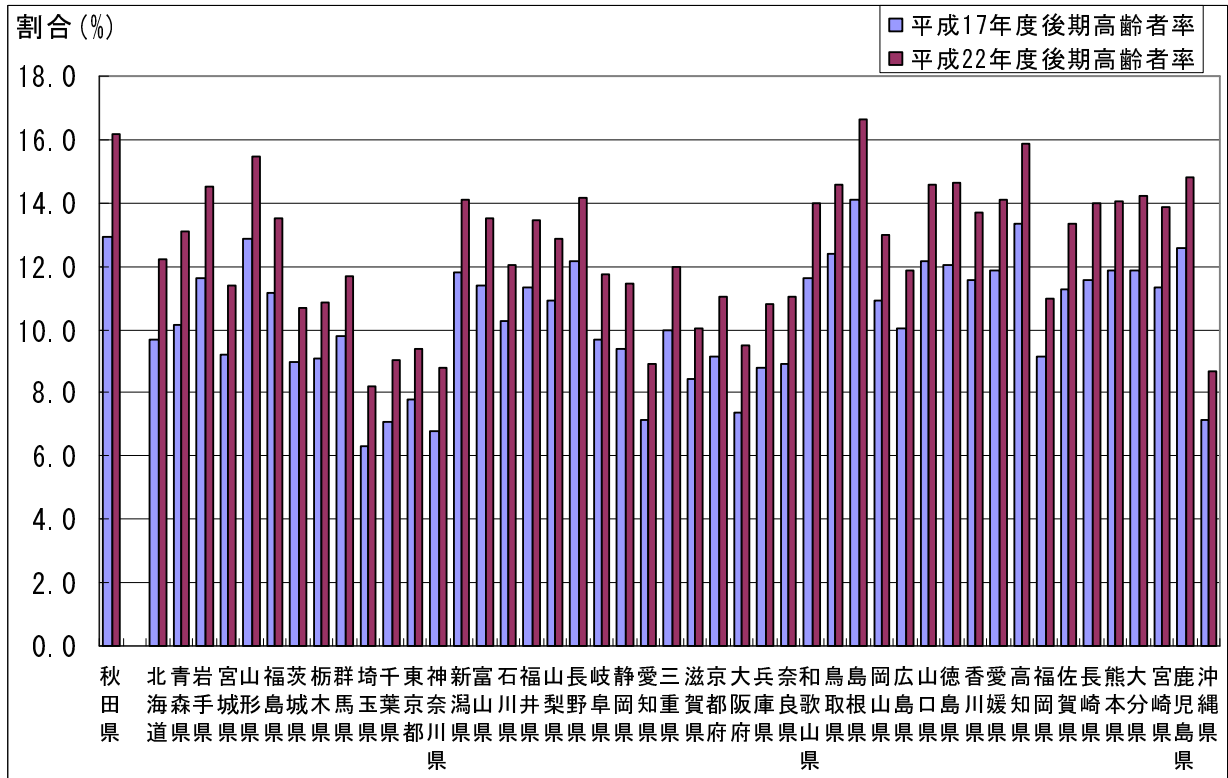
(単位：千人)

年齢／人口	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
0～14歳	143	124	107	94	84	76	68
15～64歳	695	650	587	526	475	432	394
65～74歳	160	145	155	166	148	126	111
75歳以上	148	175	188	190	204	213	210
総数	1,146	1,094	1,037	976	911	847	783

出典：日本の都道府県別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

また、平成22年の秋田県の総人口に占める75歳以上の高齢者の割合（以下「後期高齢者率」といいます。）は16.1%で、島根県（16.6%）に次いで全国2位となっています。平成17年と比較すると3.2ポイント増加しており、日本全体（2.0ポイント）よりも早いスピードで後期高齢者率が増加しています。

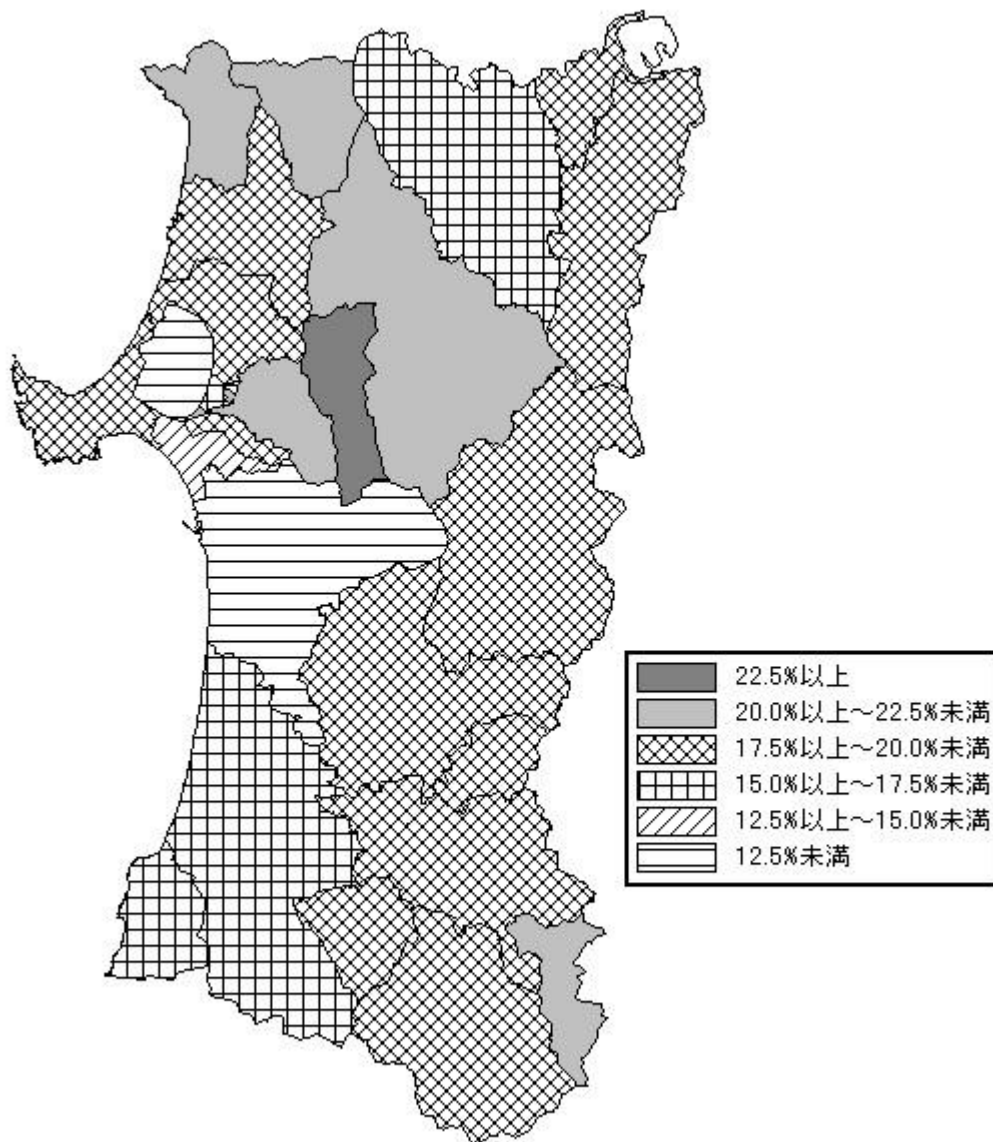
【図8】都道府県別後期高齢者率の状況（平成22年）



出典：平成22年国勢調査

県内市町村の後期高齢者率（平成22年）は、上小阿仁村の26.7%がトップで、県内全ての市町村が10%を超えている状況となっています。

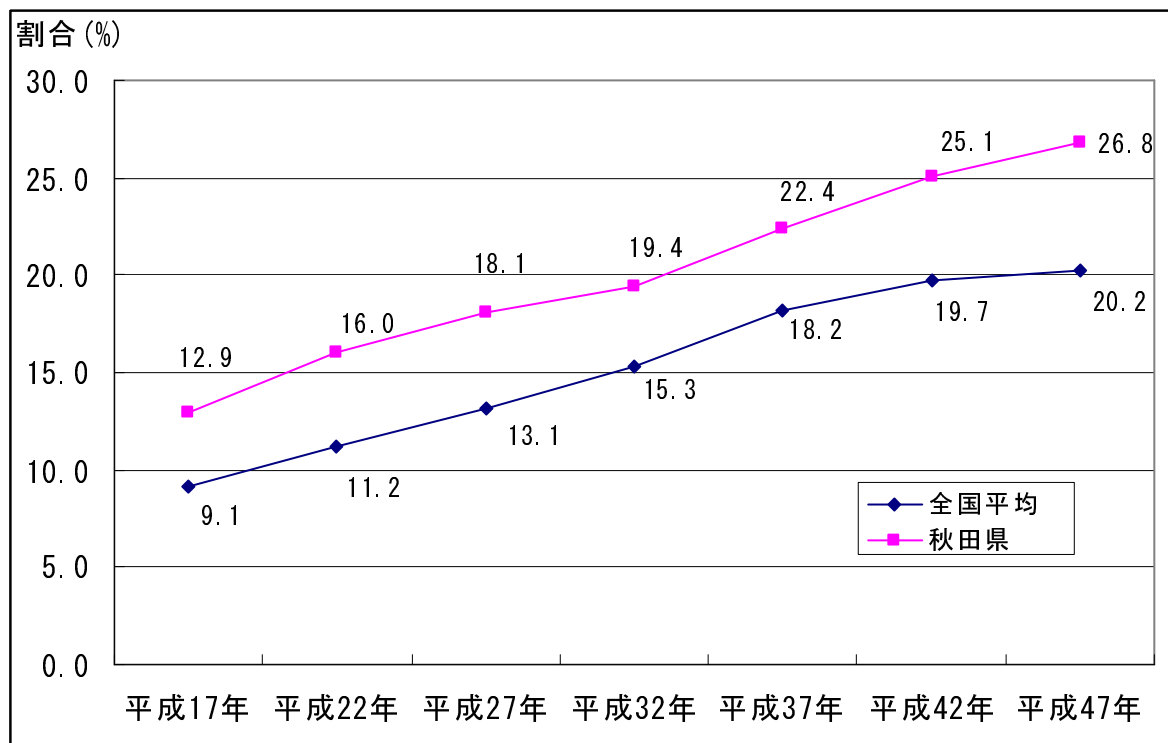
【図9】市町村別の後期高齢者率の状況（平成22年）



出典：平成22年国勢調査

今後、少子化に加え、いわゆる団塊の世代 (注11) が高齢期に入ることから、高齢化はさらに加速し、本県の後期高齢者率は、平成32年が19.4%、平成47年が26.8%になると推計されています。

【図10】後期高齢者率の推移及び推計



出典：日本の都道府県別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

(注11) 団塊の世代・・・第二次世界大戦直後の昭和22年から24年ごろまでに生まれた世代。平成24年現在では63歳から65歳の世代。

2 秋田県後期高齢者医療広域連合規約

平成19年指令市町村－1990

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、秋田県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、秋田県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、秋田県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については関係市町村において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、秋田市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、

25人とする。

2 広域連合議員は、関係市町村の長及び議会の議員により組織する。
(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、各関係市町村の長及び議会の議員のうちから、当該関係市町村の議会において1人を選挙する。

2 前項の規定による選挙については、地方自治法第118条の例による。
(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の長又は議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町村の長又は議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。
(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。
(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長2人を置く。

2 広域連合に会計管理者を置く。

3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。
(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関

係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金
- (4) その他

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年2月1日から施行する。ただし、第11条第2

項及び第12条第5項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。
- 3 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、秋田県市町村会館内にて行うものとする。
- 4 平成19年3月31日までの間においては、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読み替えるものとする。
- 5 平成19年3月までの間に要する経費に係る負担金の額の算出においては、別表第2中「均等割10%」とあるのは「均等割5%」と、「高齢者人口割40%」とあるのは「高齢者人口割45%」とし、同表備考1中「前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口」とあるのは、「平成17年10月1日現在の推計人口に基づく満75歳以上の人口」と、同表備考2中「前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口」とあるのは、「平成17年10月1日現在の推計人口」とする。

附 則 (平成21年3月31日指令市町村-2428号)

(施行期日)

- 1 この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際、現に広域連合議員となっている者は、この規約の施行の日に、この規約による変更後の第8条第1項の規定により選挙され、広域連合議員となったものとみなす。

別表第 1（第 4 条関係）

- 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 被保険者証及び資格証明書引渡し
- 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- 保険料に関する申請の受付
- 上記事務に付随する事務

別表第 2（第 17 条関係）

○共通経費

	負担割合
均等割	10%
高齢者人口割	40%
人口割	50%

○医療給付に要する経費

高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

○保険料その他の納付金

高齢者医療確保法第 105 条に定める市町村が納付すべき額

市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

備考

- 1 高齢者人口割については、前々年度の 3 月 31 日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満 75 歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前々年度の 3 月 31 日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。

3 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

平成19年12月10日

条例第25号

目次

第1章 秋田県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療（第1条）

第2章 後期高齢者医療給付（第2条）

第3章 保健事業（第3条）

第4章 保険料（第4条～第22条）

第5章 補則（第23条）

第6章 罰則（第24条～第28条）

附則

第1章 秋田県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療

（秋田県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療）

第1条 秋田県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 後期高齢者医療給付

（葬祭費）

第2条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、5万円を支給する。

第3章 保健事業

（保健事業）

第3条 広域連合は、被保険者の健康の保持増進のための事業を行う。

第4章 保険料

（保険料の賦課額）

第4条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

2 前項の賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（保険料の所得割額）

第5条 前条の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法

第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文、次条から第9条までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第10条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。）第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第12条第3号に規定する所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第85条で定めるところにより算定した当該特定期間（法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（保険料の被保険者均等割額）

第6条 第4条の被保険者均等割額は、第12条第3号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（所得割率及び被保険者均等割額の適用）

第7条 所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

（所得割率）

第8条 平成24年度及び平成25年度の所得割率は、100分の8.07とする。

（均等割額）

第9条 平成24年度及び平成25年度の均等割額は、39,710円とする。

（保険料の賦課限度額）

第10条 第4条の賦課額は、55万円を超えることができない。

（賦課期日）

第11条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

（保険料の賦課総額）

第12条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額（第14条又は第15条に規定する基準に従い第4

条から第10条までの規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項(法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。)及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用(法第70条第4項(法第74条第10項、法第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。))の規定による委託に要する費用を含む。)の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、市町村が実施する被保険者に対する健康診査の費用に補助する額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)の額の合計額

イ 法第93条、第96条及び第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入の額の合計額

(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として施行規則第89条で定める基準に従い算定される率とする。

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合)

第13条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に

係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第14条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) 当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(1)の2 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額

(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数に24万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

(4) 前各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、また、所得税法（昭和4

0年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する

- 2 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。
- 3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)

第15条 被扶養者であった被保険者(前条第1項第1号から第2号まで及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。

- 2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(保険料の額の通知)

第16条 保険料の額が定まったときは、広域連合長は、すみやかに、これを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(徴収猶予)

第17条 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者(法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
 - (2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
 - (3) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (4) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- 2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料の減免)

第18条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認めるものに対し、保険料を減免することができる。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第19条 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者は、4月15日まで（保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市町

村長に提出されている場合又は被保険者、その属する世帯の世帯主及びその世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りではない。

（保険料の納付）

第20条 保険料は、第4条から前条までの規定に基づき当該市町村に住所を有する被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

（市町村が徴収すべき保険料の額）

第21条 市町村は、当該市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

2 賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割をもって行う。

3 賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割りをもって行う。ただし、当該市町村に住所を有しなくなった日に他の市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

（延滞金の納付）

第22条 市町村が被保険者から徴収した延滞金は、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

第5章 補則

（委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

第6章 罰則

第24条 広域連合は、被保険者が法第54条第1項の規定による届出しないとき（同条第2項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第25条 広域連合は、法第54条第4項又は第5項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する。

第26条 広域連合は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第137条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第27条 広域連合は、偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第4章の規定による徴収金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第28条 前4条の過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

2 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、第14条第1項第1号、第2号及び第3号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額)」と、第14条第1項第2号及び第3号中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

(平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第3条 平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条若しくは第15条又は附則第4条、附則第6条、附則第7条、附則第8条、附則第9条若しくは附則第10条」とする。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第4条 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に20分の19を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成20年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額から当該被保険者均等割額を6で除して得た額に6から平成20年10月から平成21年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被扶養者であった被保険者が資格を取得した日の属する月を含み、当該被扶養者であった被保険者が資格を喪失した日の属する月を除く。)を控除した数を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、平成20年10月31日までの間に資格を喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、0円とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成20年度における市町村が徴収すべき保険料の額の特例)

第5条 平成20年度において、市町村が徴収すべき被扶養者であった被保険者に係

る保険料の額について、第21条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「属する月」とあるのは、「属する月（当該月が平成20年9月以前の場合は、平成20年10月とする。）」と、同条第3項中「算定は、」とあるのは「算定は、平成20年10月から」と、「ときは、」とあるのは「ときは、平成20年10月から」とする。

（平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例）

第6条 平成20年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例）

第7条 平成20年度において、第14条第1項第1号に規定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対して賦課する被保険者均等割額は、同条第1項第1号及び第3項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額）に3を乗じて得た額とする。

（平成20年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第8条 平成20年度において、第14条第1項第1号に規定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対する前2条の規定により算定した保険料の賦課額（ただし、賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合は、当該賦課額について第13条の規定により月割をもって算定した額とする。）から、当該被保険者の保険料につき、特別徴収の方法により徴収するものとならば、令附則第12条第3項の規定に基づき徴収するものとされる支払回数割保険料額の見込額に3を乗じて得た額（ただし、賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合は、当該額について第13条の規定に準じて月割をもって算定した額とする。）を減じて得た額がある場合で、当該額が500円未満である場合については、これを免除する。

2 前項の支払回数割保険料額の見込額は前2条の規定を適用しないものとして算定した額とする。

（平成21年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第9条 平成21年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、この広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成21年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について

第13条の規定により月割をもって算定した額とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第10条 平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

(平成22年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第11条 平成22年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合には、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条若しくは第15条又は附則第12条若しくは附則第13条」とする。

(平成22年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第12条 平成22年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合には、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号から第2号まで及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。)」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第13条 平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

(平成23年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第14条 平成23年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合には、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条若しくは第15条又は附則第15条若しくは附則第16条」とする。

(平成23年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第15条 平成23年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合には、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号から第2号まで及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。)」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成23年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第16条 平成23年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成23年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

(平成24年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第17条 平成24年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合には、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条若しくは第15条又は附則第18条若しくは附則第19条」とする。

(平成24年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第18条 平成24年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合には、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号から第2号まで及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。)」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成24年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第19条 平成24年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成24年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

附 則 (平成20年8月5日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年2月17日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年6月30日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秋田県後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年2月18日条例第3号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第8条及び第9条の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適

用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年2月14日条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第8条から第10条までの規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

4 秋田県後期高齢者医療広域連合第二次広域計画策定の経緯

月 日	内 容
(平成23年) 9月28日	第2回秋田県後期高齢者医療広域連合運営検討委員会 ・構成25市町村の後期高齢者医療担当課長にスケジュールの提示
10月3日	正副広域連合長会議 ・スケジュールの提示
10月18日	秋田県後期高齢者医療広域連合議会10月定例会 ・スケジュールの提示
11月8日	第1回秋田県後期高齢者医療広域連合運営懇話会 ・被保険者、保険医、保険薬剤師、学識経験者及び関係団体の代表者にスケジュールの提示
11月16日	第3回秋田県後期高齢者医療広域連合運営検討委員会 ・第二次広域計画案の内容について協議
12月1日	意見公募手続 ・市町村窓口及び広域連合ホームページ等で計画案を公表し、意見を公募
12月7日	第2回秋田県後期高齢者医療広域連合運営懇話会 ・第二次広域計画案の内容について協議
(平成24年) 1月19日	第4回秋田県後期高齢者医療広域連合運営検討委員会 ・第二次広域計画案の内容について協議
1月31日	正副広域連合長会議 ・第二次広域計画案を了承
2月13日	秋田県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会 ・第二次広域計画案を議決

